

# 一般廃棄物処理施設変更許可証

令和元年 7 月 19 日

住所 大分県中津市三光下株字大源寺平 310 番地の 1  
氏名 平山産業株式会社  
代表取締役 崔 起成

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 1 項の規定により変更許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝貞



| 許可の年月日              | 令和元年 7 月 19 日   | 許可番号 | 指令循推第 3 号の 1 |
|---------------------|---|------|--------------|
| 施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類 | 施設の種類：<br>ごみ処理施設(選別、圧縮、圧縮梱包、減容、破碎、洗浄)<br><br>(1) 容器包装廃棄物選別施設前処理施設<br>(瓶、ペットボトル、缶等)<br><br>(2) 容器包装廃棄物選別施設本処理施設<br>(瓶、ペットボトル、缶等)<br><br>(3) ペットボトル選別破碎洗浄施設(ペットボトル)<br><br>(4) ペットボトル選別破碎洗浄施設(ペットボトル)<br><br>(5) アルミ缶圧縮施設(アルミ缶)<br><br>(6) スチール缶圧縮施設(スチール缶)<br><br>(7) ペットボトル圧縮施設(ペットボトル)<br><br>(8) ガラス瓶破碎選別施設(ガラス瓶)<br><br>(9) 粗大ごみ破碎選別施設(不燃ごみ、粗大ごみ)<br><br>(10) 粗大ごみ破碎選別施設(不燃ごみ、粗大ごみ)<br><br>(11) 古紙の圧縮梱包施設(紙くず)<br><br>(12) 発泡スチロールの減容施設(発泡スチロール) |      |              |

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
| 設置場所                               | 大分県中津市三光森山字柳林 9 番 1、字柳林 10 番 1、<br>字柳林 11 番 1、字柳林 12 番 1、字柳林 13 番 1、<br>字柳林 14 番 1、字柳林 15 番 1、字柳林 16 番 1、<br>字下唐桶 26 番 1、字下唐桶 27 番 1、字下唐桶 28 番 1、<br>字下唐桶 30 番 1、字下唐桶 30 番 4 以上 13 筆   |
| 処理能力                               | (1) 容器包装廃棄物選別施設前処理施設 60t/日(8時間)<br>(2) 容器包装廃棄物選別施設本処理施設 60t/日(8時間)<br>(3) ペットボトル選別破碎洗浄施設 4t/日(8時間)<br>(4) ペットボトル選別破碎洗浄施設 4.8t/日(8時間)<br>(5) アルミ缶圧縮施設 3.6t/日(8時間)<br>(6) スチール缶圧縮施設 29.7t/日(8時間)<br>(7) ペットボトル圧縮施設 4t/日(8時間)<br>(8) ガラス瓶破碎選別施設 40t/日(8時間)<br>(9) 粗大ごみ破碎選別施設 6.5t/日(8時間)<br>(10) 粗大ごみ破碎選別施設 40t/日(8時間)<br>(11) 古紙の圧縮梱包施設 59.2t/日(8時間)<br>(12) 発泡スチロールの減容施設 0.96t/日(8時間) |
| 許可の条件                              | なし   |
| 施行規則第 3 条<br>第 7 項による許可<br>証の提出の有無 | なし   |
| 留意事項                               | 1 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。<br>2 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。<br>3 施設の使用前検査申請書を提出し、県が行う検査を受検すること。   |
| 変更等の状況                             | 平成 12 年 7 月 13 日 設置許可<br>平成 13 年 5 月 16 日 変更許可(施設、種類)<br>平成 13 年 12 月 27 日 変更許可(施設)<br>令和元年 7 月 19 日 変更許可(施設)  |